

岩手県告示第 505 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番 21 号	ドラッグトマト上田薬局	盛岡市上田一丁目 3 番 26 号	平成 15 年 6 月 1 日